の一から五三九六の四まで、五三九七、五三九八の一から五三九八の四まで、五四二〇の一の一、五四二〇の二から五四二〇の八まで、五四二〇の一一、五四二〇の一八から五四二〇の二八まで、五四二〇の三〇から五四二〇の三二まで、五四二〇の四一から五四二〇の四八まで、五四二〇の五三から五四二〇の五六まで、五四二〇の五八、五四二〇の六〇から五四二〇の六九まで、五四二〇の七三から五四二〇の七六まで、五四二〇の九七から五四二〇の一〇二まで、五四四七の二、五四五六の一、五四五六の二、五四五九の二（次の図に示す部分に限る。）、五四五九の三、五四五九の四、五四六〇の一、五四六〇の三から五四六〇の五まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、五四六〇の一〇、五四六〇の一一、五四六三の一から五四六三の六まで、五四六四の二、五四六四の三、五四六六、五四六七（次の図に示す部分に限る。）、五四六八の一、五四六八の二、字栗林下五三六八の二から五三六八の一四まで、五三六八の一六から五三六八の一八まで、五三六八の二〇から五三六八の三六まで、五三六八の三八から五三六八の四一まで、五三六八の四七から五三六八の六九まで、字白井五一八三の一から五一八三の三まで、五一八三の五、五一八三の六、五一八四の一、五一八四の二、五一八五の一、五一八五の三、五一八六、五一八七の一、五一八七の二、五一八七の四から五一八七の八まで、五一八九の一、五一八九の二、五一九一の一から五一九一の八まで、五一九二の一から五一九二の五から五一九二の七まで、五一九二の九から五一九二の一一まで、五一九三、五一九四の一から五一九四の五まで、五一九五の一から五一九五の三まで、五一九六の一から五一九六の五まで、五一九七の一、五一九七の一五から五一九六の一九まで、五一九九の一から五一九九の三まで、五一九九の五から五一九九の一〇まで、五二〇〇、五二〇一の一、五二〇一の三、五二〇一の七、五二〇二の一、五二〇二の三、五二〇五の一、五二〇五の二、五二〇六の一、五二〇六の二、五二〇七の一、五二〇七の二、五二〇八の一、五二一〇の一から五二一〇の三まで、五二一〇の六から五二一二の六まで、五二一二の一〇から五二一二の一八まで、五二一三、五二一四の一、五二一四の三、五二一六、五二一八の一から五二一八の五まで、五二一九、五二二〇の一から五二二〇の三まで、五二二八、五二二九、五二三二、五二三四、五二三六、五二三七、五二四〇の一、五二四一の一、五二四一の三から五二四一の八まで、五二五二の一、五二五二の二、五二五三、五二五四、五二五五の一から五二五五の三まで、五二五六の二から五二五六の四まで、五二五六の六から五二五六の一一まで、五二五六の一六から五二五六の二四まで、五二五六の二六から五二五六の五八まで、五二五六の六〇、五二五六の六一、五二五六の六三から五二五六の七四まで、五二五六の七六から五二五六の八一まで、五二五六の八三、五二五六の八六から五二五六の八九まで、五二五七の一の一、五二五七の二、五二五八の一、五二五八の二、五二五八の四、五二五九、五二六一の一、五二六一の二、五二六三、五二六四の一から五二六四の五まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年六月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県吉野川市美郷字栩谷二二四、二二七、二二八の一、二二八の二、二五三、二五四の一から二五四の五まで、二五七の一、二五七の三から二五七の五まで、二六八、二八〇、三二一から三二三まで、三二五から三二八まで、三三〇・三三一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三三二から三三五まで、三三七、三三八の一、三五四、三七三、三八七、三八八・三九〇から三九三まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、三九四、四〇四から四〇六まで、四一七、四一八の一、四一八の三、四一八の五、四一八の六、四一九の一、四一九の二、四一九の四、四二三、四二四の一、四二四の二、字西畠九八の二、九九の一、九九の二、一〇二の二から一〇二の四まで、一一一の一、一一一の二、一一四、一二一の一から一二一の三まで、字東條一二九、一五六、一六〇の一、一六〇の二、一六三の四、一六三の五、一六六の二、一六六の六、字穴地二二六、字一野山九、一〇、一二、一九、二〇、二四、三五、四八、四九、五一、五五、六二から六五まで、六七の二、六八から七〇まで、七七、七九、八三、八四、八七、九一から九五まで、一〇二、一〇九、一一〇、一一一の一、一一一の二、一一二から一一四まで、一一六、一一七の一、一一八、一一九、一二二の一、一二二の三、一二三の二、字大平一、二〇の二、二八、三八、四一の一、四一の二、四二、四八の一、四八の二、五〇、五一、五四、五六、五七の二、五八、五九の一、六〇の一、六〇の二、六一、六三、八二、八六、八八の二、八八の三、八九、九四、九七の一、九九、一〇〇、一〇二、一〇五の一、一〇五の二、一〇七の二、一〇九、一一八、一四三、一四四、一六〇、一六三の二、一六四、一六六の一、一六六の二、一七六、一七八の一、一七八の三、一七八の四、一八〇、一八一の一、一八一の二、一八二から一八六まで、一八八の一、二八八の二、一九七、一九九、二〇四の一、二〇四の二、二〇八の一、二〇九の一、二〇九の二、二一〇、二一一、二一四の一から二一四の三まで、二二二、二二六、二三三、二三五、二三六、二三八、二四〇の一、二四〇の二、二四三、二四四、二四七の一、二四七の四、二五八、二五九、二六二、二六三、二七一、二七六、二七七、二八四から二八六まで、二九七、三〇一、三〇二、三〇三の一から三〇三の三まで、三〇六の一から三〇六の三まで、三一一から三一四まで、三一六、三二〇、三二一の一、三二一の二、三二二、三二三

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字一野山一〇、一九、六二、六三、六八、六九、八七、九三から九五まで、一〇二、一〇四、一〇九、一一〇、一一一の二、一一六、一一七の一、一二二の一、一二三の一、一二三の二、字大平三八、四二、五四、五九の一、八九、九四、九七の一、九九、一〇五の一、一〇五の二、一〇七の二、一六三の二、一八一の一、一八一の二、一八五、二〇九の一、二〇九の二、二一〇、二一四の一、二一四の二、二二五、二三三、二五九、二七六、三一三、三一四、三二二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び吉野川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年六月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

(一)　栃木県鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備